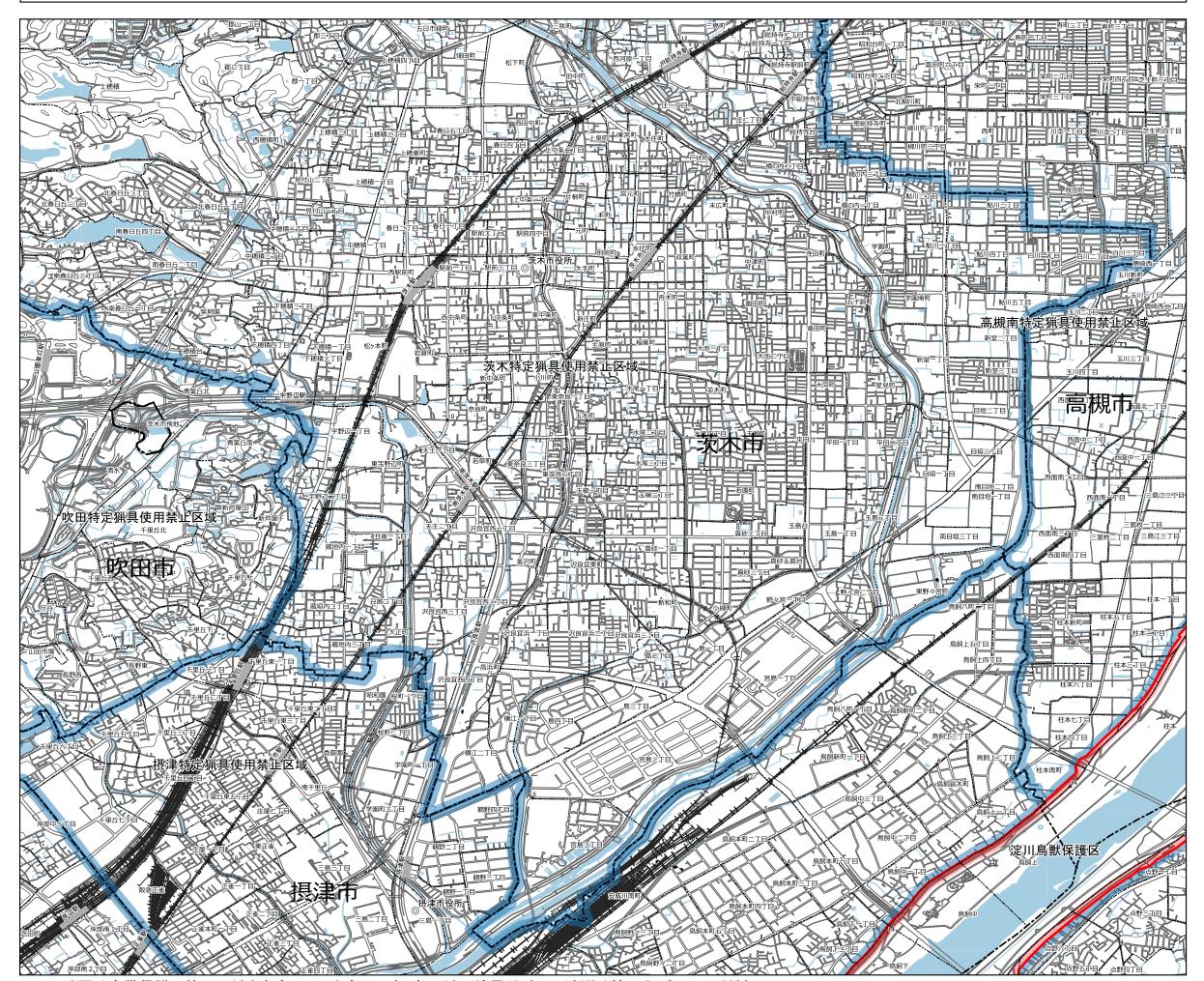
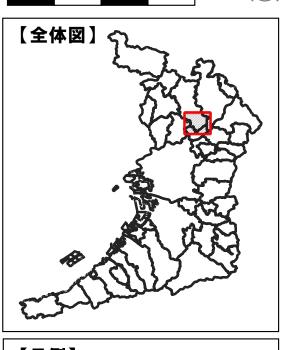
## 15 茨木特定猟具使用禁止区域(2)







## 【凡例】

鳥獣保護区

鳥獣保護区特別保護地区

特定猟具使用禁止区域(銃)

鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

茨木市と箕面市との境界線と府道茨木・能勢 線の交点を起点とし、同線を経て、市道宿久庄 23号線、更に市道宿久庄7号線の終点から30 スラマ級、更に印道信久庄/ ラ緑の終点が530 メートル南進し、市道宿久庄二丁目安威一丁目 線の交点に至り、同線を経て、警察病院南東角 から北進し、市道室山8号線との交点に至り、同 線を経て、市道室山6号線、市道室山2号線、市 道室山6号線、市道西は井三丁目室山一丁目 線、府道余野・茨木線、更に市道東福井13号 線の終点から200メートル東進し、真龍寺前を南 進し、市道東福井8号線の交点に至り、同線を経 て、市道西安威一丁目東福井線の交点から50 メートル東進し、市道西安威4号線の起点に至 り、同線を経て、終点から170メートル東進し、市 道安威7号線の終点に至り、同線を経て、市道 安威2号線、市道安威3号線、市道安威· 安威三丁目線を経て、府道茨木亀岡線との交 点から北進し、長ヶ橋北角から20メートル東進し、 茨木市と高槻市との境界に至り、同境界から茨 木市と摂津市との境界、茨木市と吹田市との境 界、茨木市と箕面市との境界線を経て、起点に 至る各線で囲まれた区域